

農作物価格差補給事業の対象品目市場価格表

単位：円/kg

作 物 別	対 象 市 場	月 別	左の全期間の基準			補償単価	トン当たり負担金			トン当たり賦課金	
			市場基準額	保証基準額	最低基準額		県	市	計	県	市
			円	円	円		円	円	円	円	円
県・市補償対象品目	夏秋トマト	県内外	8～10	213. ⁰⁶	170. ⁰⁰	74. ⁰⁷	95. ⁰⁹	4,478	1,063	5,541	8,316
	れんこん	県内外	10～12	367. ⁷²	294. ⁰⁰	128. ⁷⁰	165. ³⁰	7,710	1,839	9,549	14,318
	さといも	県内外	10～12	270. ⁵⁴	216. ⁰⁰	94. ⁰⁹	121. ⁸¹	5,686	1,353	7,039	10,560
	2L規格	県内外	10～12	270. ⁵⁴	243. ⁶⁰	94. ⁰⁹	148. ⁸¹	5,686	1,353	7,039	10,560
	ばれいしょ	県外	6～7	113. ³¹	89. ⁰⁰	39. ⁶⁶	49. ³⁴	2,334	567	2,901	4,334
		県内	6～7	99. ⁸⁰	80. ⁰⁰	34. ⁹³	45. ⁰⁷	2,107	499	2,606	3,913
	いちご	県外	5～6	562. ⁵⁷	450. ⁰⁰	337. ⁵⁴	112. ⁴⁶	5,903	2,813	8,716	10,963
		県内	5～6	569. ⁶⁶	455. ⁰⁰	341. ⁸⁰	113. ⁷⁰	5,965	2,848	8,813	11,079
	冬キャベツ	県内外	11～12	48. ⁰²	39. ⁰⁰	17. ⁰²	21. ⁹⁸	1,028	243	1,271	1,910
		県内外	1～2	101. ⁹⁸	81. ⁰⁰	35. ⁴⁸	45. ⁵²	2,122	507	2,629	3,940
市補償対象品目	秋冬だいこん	県外	10～12	57. ⁰⁹	45. ⁰⁰	19. ⁹⁶	25. ⁵⁴	1,189	285	1,474	2,207
		県内	10～12	33. ⁰²	26. ⁰⁰	11. ⁵⁶	14. ⁹⁴	699	165	864	1,299
	にんじん	県内	10～12	109. ⁵⁴	87. ⁰⁰	38. ³⁴	49. ¹⁶	2,291	548	2,839	4,255
	さやいんげん	県内	6	378. ³⁷	302. ⁷⁰	132. ⁴³	170. ⁰⁷	5,676	5,676		
			7～9	549. ⁸¹	440. ⁰⁰	192. ⁴³	247. ⁵⁷	5,783	2,749	8,533	10,741
			10	447. ⁸⁸	358. ³⁰	156. ⁷⁸	201. ⁵⁴	6,718	6,718		
	にんにく	県内	6～8	308. ¹³	246. ⁰⁰	123. ²⁰	123. ²⁰	4,622	4,622		
	ハト麦	県内	9～10	300. ⁰⁰	240. ⁰⁰	105. ⁰⁰	135. ⁰⁰	4,500	4,500		

ただしハト麦は55年度のみ対象です。

計算例

さといも(2L以外)の場合

① 販売価格が上の表の保証基準額 (kg当たり216.⁰⁰円) 以上の場合、補給金は交付されません。

② 販売価格が保証基準額以下で最低基準額 (kg当たり94.⁰⁹円) 以上であった場合は、保証基準額と販売価格の差を補給金として交付します。

kg当たり150円で販売されたときは—
(保証基準額) (販売価格) (交付補給金)
216.⁰⁰円 - 150円 = 66.⁰⁰円

(交付補給金) (販売価格) (農家収入)
66.⁰⁰円 + 150円 = 216.⁰⁰円

kg当たり100円で販売されたときは—
(保証基準額) (販売価格) (交付補給金)
216.⁰⁰円 - 100円 = 116.⁰⁰円

(交付補給金) (販売価格) (農家収入)
116.⁰⁰円 + 100円 = 216.⁰⁰円

—となり、kg当たりの保証基準額は、農家収入として約束される額です。

③ 販売価格が上の表の最低基準額を下回った場合は、保証基準額と最低基準額との差(補償単価)が補給金として交付されます。

従って、補償単価に販売価格を加えたものが農家収入となります。

kg当たり90円で販売されたときは—
(保証基準額) (最低基準額) (補償単価)
216.⁰⁰円 - 94.⁰⁹円 = 121.⁸¹円

(補償単価) (販売価格) (農家収入)
121.⁸¹円 + 90円 = 211.⁸¹円

kg当たり50円で販売されたときは—
(保証基準額) (最低基準額) (補償単価)
216.⁰⁰円 - 94.⁰⁹円 = 121.⁸¹円

(補償単価) (販売価格) (農家収入)
121.⁸¹円 + 50円 = 171.⁸¹円

—となります。

(注) ① 2L規格のさといもについては、保証基準額が243.⁶⁰円ですので、農家収入は上記計算の農家収入よりkg当たり27円(243.⁶⁰円-216.⁰⁰円)の増となります。

② 上記の計算は対象出荷期間の平均に対して行ったもので、各月別では若干変わります。

価格差の補給率をアップ

農作物の価格補償制度
さらに充実

今が盛りのいちごの出荷—いちごも価格補償の対象です

対象品目を二種類追加

この制度は、市と市内五農協、それに新津食品流通センターの共同出資による基金を設け、その利息を運用して農作物の価格を補償するものです。今年からは市の出資金も五千五百万円から六千万円に増額し、基金も全体で九千三百万円余と大きく増えました。制度の充実の一点目は、価格補償の品目を増やしたことです。いままでの品目に秋冬だいこん、ハトムギを加え、

市では、昭和五十三年度から水田再編対策の一環として、農作物の価格補償制度をスタートさせました。トマトやれんこん、いちご、にんじんなどの価格が暴落したら生産者に補償金——という制度です。この制度も二年を経過し、三年目を迎えたわけですが、このほど、より一層制度の充実がはかれることになりました。

三年を一つのサイクルに

加入方法

加入希望者は、所属する農協へお申込みください。その際、県が補償する九品目については、県の価格安定協会へも加入しなければなりません。価格差が補給される品目は左の表の十一品目ですが、このうち、さやいんげん(七月九月)を含む九品目については県と市が共同で、また六月十月出荷のさやいんげんを含む三品目については、市が単独で価格差を補給します。

価格差の交付

価格差が補給される品目は左の表の十一品目ですが、このうち、さやいんげん(七月九月)を含む九品目については県と市が共同で、また六月十月出荷のさやいんげんを含む三品目については、市が単独で価格差を補給します。

加入条件

加入の条件として負担金があります。左の表に定める額を出荷予約数に乘じてそれぞれ納入していただきますが、出荷した農作物が保証基準額以上の価格で販売された場合は、補給金は交付されません。ですからこのような場合は、納入していただいた負担金をお返しすることになります。ただし、この制度は三年を一つのサイクルとして運営していますので、三年の間に保証の対象にまったくならなかった場合に、全額お返しすることになります。

価格補給の条件

左の表に定める負担金及び賦課金を納めていただくことと、新潟県青果物出荷規格基準実施要領による自主検査に合格すること、価格補給の条件です。ただし、ハトムギについては、農協の自主検査に合格したものでなければなりません。

加入負担金

夏の醍醐味・甘さ自慢
群馬 紅小玉
千葉 天竜すいか
フレッシュでおいしい果物の店
やまいし
新津市本町3 TEL 3-0397

お買物、ご用命は市内で

新津大坂屋は和菓子の長い歴史と伝統で

新しい和菓子 松籟太鼓を作り上げ

ました。ぜひご賞味ください。

1ヶ150円 10ヶ入1,600円 15ヶ入2,400円 20ヶ入3,200円

にっ

お・サカヤ

本町2 ☎(2)-0112

お買物、ご用命は市内で

創業53周年(全支店120店舗)

低金利融資 お気軽に御来店下さい

(株) 毛利金融新津支店

新津市山谷町1丁目14番15号 グリーンハイツ斎藤内

☎4-4501